**電力供給契約約款**

**（総則）**

第１条　甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、電力供給仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　乙は、契約書記載の供給期間中、甲が使用する電力を需要に応じて甲に供給するものとし、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

３　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。このことは、この契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

４　この契約の履行に関して甲、乙間で用いる言語は、日本語とする。

５　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して甲、乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるところによるものとする。

７　この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とし、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

**（指示等の書面主義）**

第２条　この約款に定める指示、請求、通知、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。

**（権利義務の譲渡等）**

第３条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

**（使用電力量の増減）**

第４条　甲は、仕様書で示した予定使用電力量を使用状況に応じ、年間予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

**（使用電力量の計量及び検査）**

第５条　電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需要電力（需要電力の最大値であって、３０分最大需要電力計により計測される値をいう。）及び力率の計量は、甲の需要場所に設置された計量器により行うものとする。

２　計量日は毎月１日とし、計量結果（使用電力量、最大需要電力、力率、契約電力等）を速やかに需要場所の請求書送付先へ通知すること。

**（電気料金の算定等）**

第６条　電気料金の算定は、１か月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）の使用電力量により算定する。

２　前項の電気料金は、次の各号に掲げる料金を合算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）とする。

(1)　基本料金　仕様書に規定する契約電力、基本料金単価及び力率から計算した金額（以下の算式による。）

基本料金＝基本料金単価×契約電力×(１.８５－力率／１００)

　　 使用電力量がゼロとなる場合

　　　 基本料金＝基本料金単価×契約電力×１／２

(2)　電力量料金　使用電力量に電力量料金単価を乗じて計算した金額（以下の算式による。）

電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

(3)　電力量料金についての燃料費調整額、並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める約款等の定めによる。

**（支払い方法等）**

第７条　乙は、前条により算定された当該月分の電気料金を適法な請求書により速やかに甲に請求し、甲は計量日の翌日から起算して６０日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）にこれを支払うものとする。なお、電気料金は各施設ごとに算定するものとし、請求書の送付先は、甲、乙協議して定めるものとする。

２　甲の責に帰すべき事由により、電気料金の支払を行わなかったときは、甲は乙の請求により、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の規定による率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

**（損害の負担）**

第８条 乙は、契約を履行するにつき甲に損害を与えたときは、その費用を負担しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

２　契約を履行するにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。この場合において、その損害が甲の負担に係るときは、乙はあらかじめ甲の同意を得るものとする。

３　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不適当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

**（甲の解除権）**

第９条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行をすべき期日を過ぎても電力の供給をしないとき。

(2) 契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第12条第１項の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。

２　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行できないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙が契約の一部について履行不能である場合又は乙が契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約を履行せず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物件購入の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは関与していると認められるとき。

　オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　カ　再委任契約又はその他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委任契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

３　第１項各号又は前項各号（第６号を除く。）に定める場合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約を解除することができない。

４　第１項又は第２項の規定により契約を解除した場合においては、乙は、当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に係る契約電力及び予定使用電力量において、第６条の規定により計算した金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

**（談合等不正行為による解除）**

第10条　甲は、乙がこの契約に関し次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第６２条第１項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは使用人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６の規定に該当し、刑が確定したとき。

(3) 前２号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第９６条の６に規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

２　前条第４項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

**（協議解除）**

第11条　甲は、第９条第１項若しくは第２項又は前条第１項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

２　甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償すべき損害額は、甲、乙協議して定めるものとする。

**（乙の解除権）**

第12条　乙は、甲がこの契約について重大な違反をし、その違反により契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

２　乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

**（損害賠償の予定）**

第13条　乙は、第10条第１項各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を証明することを要することなく、入札公告において示した契約電力及び予定使用電力量において、第６条の規定により計算した金額の100分の10に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

(1) 第10条第１項第１号に掲げる場合において、排除措置命令及び審決の対象となる違反行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）、第６項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 第10条第１項第１号に規定する排除措置命令又は課徴金納付命令の対象となる違反行為が、甲に金銭的な損害を生じないものであることを乙が証明し、その証明を甲が認めるとき。

(3) 第10条第１項第２号のうち、乙について、刑法第198条の刑が確定したとき。ただし、同法第96条の３の規定にも該当するとして刑が確定したときを除く。

２　前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

**（違約金等の控除）**

第14条　この契約により甲が乙から徴収できる違約金又は賠償金があるときは、甲から乙へ支払う電気料金から当該違約金又は賠償金の額を控除するものとし、なお不足するときは、追徴する。

**（情報通信の技術を利用する方法）**

第15条　この約款において書面により行われなければならないこととされている指示等は、釧路市契約規則及び関係法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

**（翌年度以降にわたる契約に係る解除）**

第16条　本契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、または解除できるものとする。

**（協議）**

第17条　この約款に定めるもののほか、乙は釧路市契約規則及び関係法令を遵守するとともに、その他必要な事項については、甲、乙協議して定める。

**（単価の変更）**

第18条　契約締結後において、経済情勢の激変その他の予期することのできない特別の事情により市場価格に変動を生じ、契約単価が不適当と認められるに至り変更する必要があるときは、甲、乙協議して定める。